広島県告示第四百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年四月二十四日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
広島県広島市安芸区上瀬野町、同市安芸区上瀬野南一丁目及び同市安芸区上瀬野南町地内	上瀬野南一丁目（四七七七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上瀬野南一丁目（四七七七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	上瀬野町（五八〇四―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上瀬野町（五八〇四―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	上瀬野南一丁目（五八二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上瀬野南一丁目（五八二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	上瀬野町上瀬野正之坪（四四二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上瀬野町上瀬野正之坪（四四二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	上瀬野南一丁目（五八三〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上瀬野南一丁目（五八三〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	上瀬野町（三五〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上瀬野町（三五〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	上瀬野町（三五〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上瀬野町（三五〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	上瀬野町（六一九三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上瀬野町（六一九三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	上瀬野町（六一九四―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上瀬野町（六一九四―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

区域の表示及び法第九条第二項の規定により土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十二年政令第二百八十四号）で定める事項

大元谷川（七四―一）	土石流	次の図のとおり	
一井木川（八一）	土石流	次の図のとおり	一井木川（八一） 土石流 次の図のとおり
大元谷川（七四―二）	土石流	次の図のとおり	大元谷川（七四―二） 土石流 次の図のとおり
大元谷川（七四―三）	土石流	次の図のとおり	大元谷川（七四―三） 土石流 次の図のとおり
瀬野川支川（七五）	土石流	次の図のとおり	瀬野川支川（七五） 土石流 次の図のとおり
瀬野川支川（七六―一）	土石流	次の図のとおり	瀬野川支川（七六―一） 土石流 次の図のとおり
瀬野川支川（七六―二）	土石流	次の図のとおり	瀬野川支川（七六―二） 土石流 次の図のとおり
瀬野川支川（七六―三）	土石流	次の図のとおり	瀬野川支川（七六―三） 土石流 次の図のとおり
上瀬野川（七八）	土石流	次の図のとおり	上瀬野川（七八） 土石流 次の図のとおり
上瀬野川（七九）	土石流	次の図のとおり	上瀬野川（七九） 土石流 次の図のとおり
寺分川（一四一）	土石流	次の図のとおり	寺分川（一四一） 土石流 次の図のとおり
寺分南川（一四二）	土石流	次の図のとおり	寺分南川（一四二） 土石流 次の図のとおり
瀬野川支川（五〇二五）	土石流	次の図のとおり	瀬野川支川（五〇二五） 土石流 次の図のとおり
上瀬野西川（六〇三三）	土石流	次の図のとおり	上瀬野西川（六〇三三） 土石流 次の図のとおり
天神池川（六一九〇）	土石流	次の図のとおり	天神池川（六一九〇） 土石流 次の図のとおり
瀬野川支川（五〇二三）	土石流	次の図のとおり	瀬野川支川（五〇二三） 土石流 次の図のとおり
瀬野川支川（五〇二四）	土石流	次の図のとおり	瀬野川支川（五〇二四） 土石流 次の図のとおり

合之坪川（五〇六一）	土石流	次の図のとおり	合之坪川（五〇六一）	土石流	次の図のとおり
中原川（五〇六二）	土石流	次の図のとおり	中原川（五〇六二）	土石流	次の図のとおり
寺分下川（六一九一）	土石流	次の図のとおり	寺分下川（六一九一）	土石流	次の図のとおり
中原東川（六〇三七）	土石流	次の図のとおり	中原東川（六〇三七）	土石流	次の図のとおり
弥仙谷川（六五二五―一）	土石流	次の図のとおり	弥仙谷川（六五二五―一）	土石流	次の図のとおり
弥仙谷川（六五二五―二）	土石流	次の図のとおり	弥仙谷川（六五二五―二）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。